

延岡市地域防災計画

令和6年7月
延岡市防災会議

第1編

総則編

延岡市地域防災計画 目次

第1編 総則編

(章)	(節)	(項)	(内容)	(頁)
第1章			総則	
	第1節		目的	1
	第2節		用語の定義	2
	第3節		計画の性格	3～7
	第4節		延岡市の概況	8～9
	第5節		災害の想定	10～20
		第1項	既往災害事例	10～12
		第2項	災害危険箇所	13～14
		第3項	災害の想定	14～20
	第6節		防災関係機関の業務大綱	21～32
		第1項	基本方針	21
		第2項	各機関の実施責任	22
		第3項	処理すべき事務及び業務の大綱	23～31
		第4項	市民の責務	32
		第5項	減災に向けた市民運動の展開	32
		第6項	災害に関する調査研究の推進	32

第1章

総則

第1節 目的

延岡市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、延岡市防災会議が作成する計画であって、延岡市、宮崎県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、延岡市における災害に係わる災害予防、災害応急及び災害復旧対策を実施することにより、延岡市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序と市民の福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次のとおりとする。

用語	定義
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
市防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、延岡市防災会議が作成する延岡市地域防災計画をいう。
県防災計画	災害対策基本法第40条に基づき、宮崎県防災会議が作成する宮崎県地域防災計画をいう。
防災基本計画	災害対策基本法第34条に基づき、設置する中央防災会議が作成する基本計画をいう。
市災対本部	災害対策基本法第23条の2に基づき、設置する延岡市災害対策本部をいう。
県災対本部	災害対策基本法第23条に基づき、設置する宮崎県災害対策本部をいう。
県地方支部	宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
本部長	延岡市災害対策本部長をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
消防本部	延岡市消防本部をいう。
消防署	延岡市消防署をいう。
消防団	延岡市消防団をいう。
指定避難所等	指定緊急避難場所及び指定避難所をいう。
県	宮崎県をいう。
市	延岡市をいう。
防災関係機関	第1編第1章第6節第2項に掲載する市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
要配慮者利用施設	主として高齢者・障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等をいう。

第3節 計画の性格

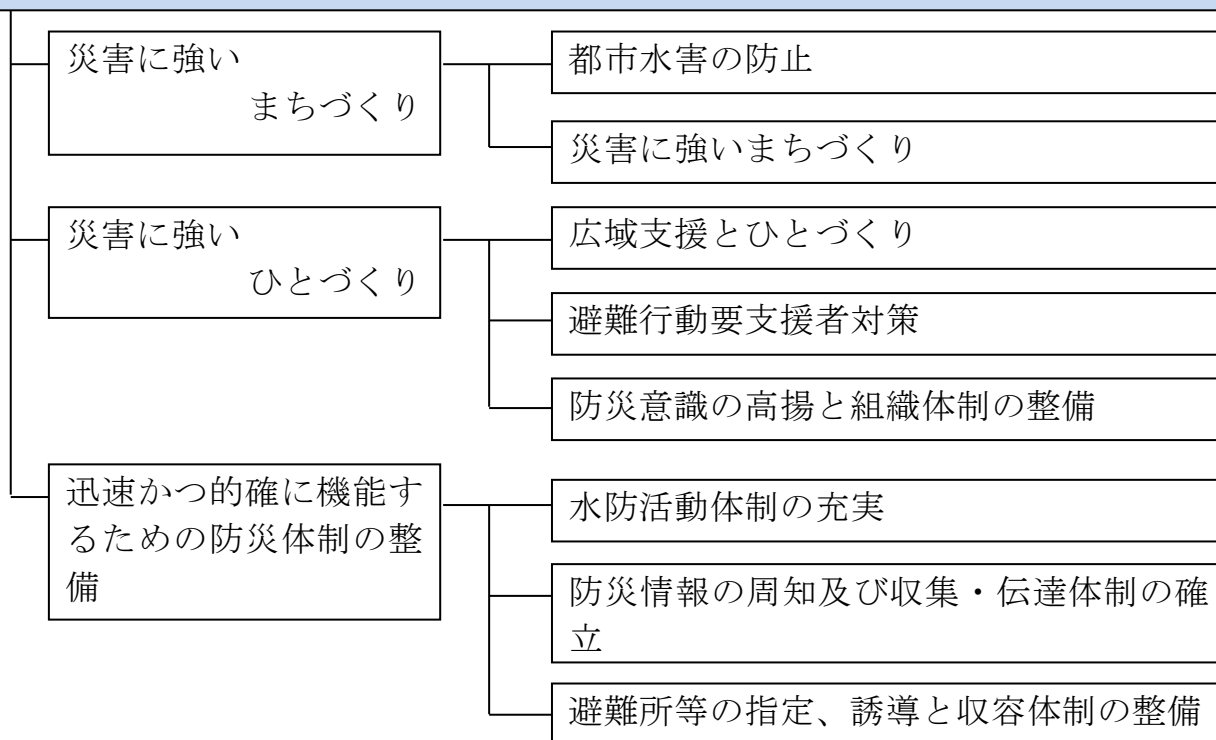
1. 基本方針

この計画は、本市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等による体制の確立に係る業務について責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくものとする。また、計画の樹立及び推進にあたっては、下記の方針を基本とする。

防災に関する基本方針

- (1) 防災機能の向上
 - ・災害に強い都市基盤の整備
 - ・ライフライン対策、建築物の安全対策、災害危険箇所対策
- (2) 防災体制の整備
 - ・市防災計画等の充実、避難体制の充実、防災用備蓄と環境衛生の整備
- (3) 防災意識の高揚
 - ・自主防災組織等の育成、防災訓練の充実、防災意識の普及

防災基本方針



都市水害の防止

過密化する住宅環境において、総合的な治水計画のもと、計画的な土地利用・保水機能の維持向上に努め、河川氾濫の防止と内水排除施設等の整備等を行ない、水害に強いまちづくりを目指す。

災害に強いまちづくり

交通機能、通信施設、ライフライン機能の充実と計画的な国土保全事業の実施により、災害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを目指す。

広域支援とひとつづくり

上流から下流域まで一連の河川環境と災害環境を認識するための広域的環境づくりを推進する。また、住民・組織間連携を深めるため、防災に関する交流活動やひとつづくりを支援する。

避難行動要支援者対策

超高齢社会の中で、家庭や地域ぐるみによる避難行動要支援者の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、指定避難所等の周知、誘導等これら避難行動要支援者に対する防災支援体制の確立を図る。

防災意識の高揚と組織体制の整備

災害記録の蓄積と災害環境の把握に努める。また、これらを基に防災知識の普及・広報活動を行うとともに、実践的防災訓練を実施し、企業との連携を含めた防災意識の高揚と地域の自主防災体制の確立を目指す。

水防活動体制の充実

水害の発生に備え、職員の非常参集や初動対応を確立し、関係機関と緊密に連携を図り、水防活動に必要な人員、資機材、水防活動体制等の充実を目指す。

防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

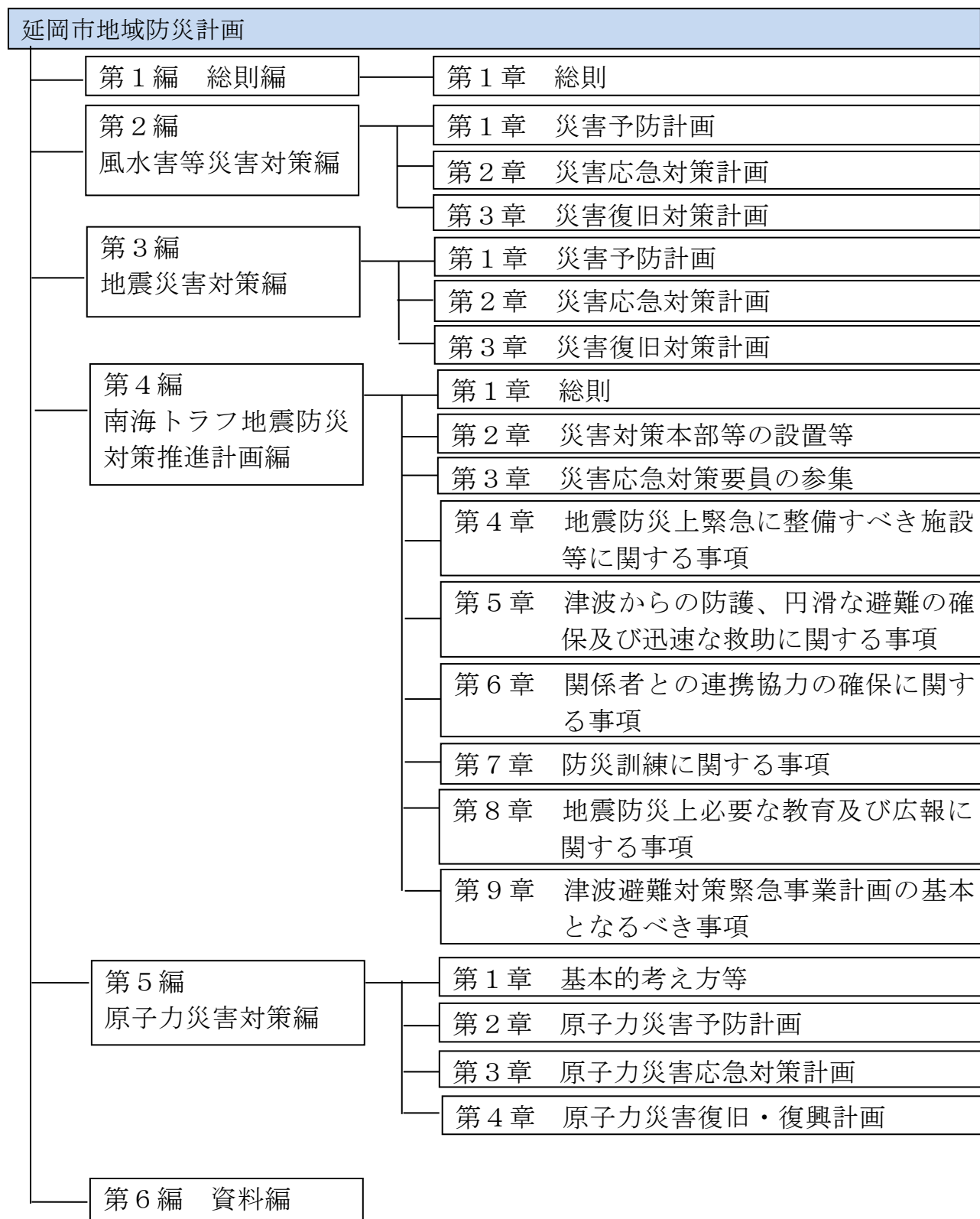
雨量・河川水位等情報を地域住民へ迅速に提供できるように情報の伝達体制網の整備拡充を検討し、災害危険箇所の周知、避難情報（避難指示等）の連絡・伝達体制の確立を目指す。

指定避難所等の指定、誘導と収容体制の整備

自治公民館、小・中学校、大規模収容施設等の指定避難所等の確保を推進するとともに、安全な指定避難所等の検討、誘導及び収容体制等を含めた警戒・避難体制の充実を目指す。

2. 計画の構成

この計画は、本市で過去に発生した災害及び本市の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定める。



第1編 総則編
第1章 総則
危険箇所の現況、災害の想定、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係諸機関の処理すべき事務及び業務の大綱等。

第2編 風水害等災害対策編
風水害、火災、危険物災害等に関する災害予防、応急対策、復旧計画。
第1章 災害予防計画
防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検、防災訓練や防災知識の普及等による災害への備え、及び災害発生時の被害を最小限にとどめるための処置に関する計画。
第2章 災害応急対策計画
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の迅速かつ円滑な災害応急対応を実施できる体制の整備、及び被害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・救助活動、並びに被災者に対する各種応急的処置等に関する計画。
第3章 災害復旧対策計画
災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本方針、生活の確保、財政支援等についての計画。

第3編 地震災害対策編
地震災害に関する災害予防、応急対策、復旧計画。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画
災害対策本部等の設置、災害応急対策要員の確保、地震防災上緊急に整備すべき施設の選定、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助、関係者との連携協力の確保、防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報等、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定める計画。

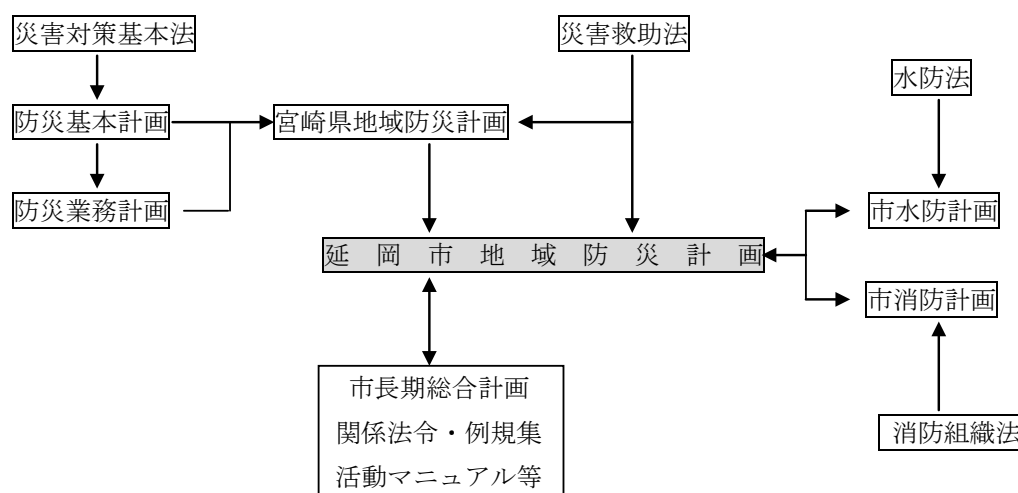
第5編 原子力災害対策編
基本的な考え方、原子力災害予防計画、原子力災害応急対策計画、原子力災害復旧・復興計画。

3. 他の計画との関係

この計画は、基本法第42条に掲げるとおり防災業務計画、県防災計画に矛盾、又は抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「延岡市水防計画」、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく「延岡市消防組織計画」と十分な調整を図るものとする。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、市長期総合計画の基本構想及び基本計画に矛盾することのないよう検討を行うものとする。



4. 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第4節 延岡市の概況

1. 地勢

延岡市は、北緯 32 度、東経 131 度の宮崎県北部に位置している。平成 18 年に北方町、北浦町、平成 19 年に北川町と合併し、面積 868.02k m²と九州で 2 番目（大分県佐伯市に次ぐ）に広大な面積を有し、北は大分県佐伯市、西は日之影町、南は門川町・美郷町に接している。西部から北部にかけては九州山地に囲まれ、東部はリアス式海岸を形成する日向灘に面している。

2. 自然条件

【本市の防災的特徴】

- ◇周囲を山地・山麓、海面に囲まれている。
- ◇多数の河川、水系が流下し、市街地に河口が集中する。
- ◇半島、島礁や入り江が特徴的なリアス式海岸を形成している。

(1) 河川水系

県境を超えて周辺市町村から流入する河川は、大水系となって市街地を貫流、河口域で合流し、日向灘へ注いでいる。

このため、河川合流域での住宅や耕地では、梅雨前線の停滞や台風による洪水、浸水、溢水等の被害を受けやすくなっている。

(2) 地形

地形は、山地、丘陵地、低地、海浜、水面に大きく分類される。山地は、鏡山・可愛岳・行滕山・烏帽子岳等の急峻な山系を抱え、比較的安定した地形であるが、急峻で侵食が著しいところでは、山腹崩壊、急傾斜地の危険性、崩壊土砂の堆積による土石流等危険性を秘めている。丘陵地・山麓縁辺では、山地と低地の狭間にあり、宅地化の進行に伴う土地利用の変遷が進むことによって、急傾斜地等での斜面災害の危険性が増加することとなる。

また、九州山地を源とする五ヶ瀬川を中心として祝子川、北川の 3 河川が河口で合流するため三角州低地、堆積平野が広がり、水害の危険性が高く、地盤の低いところでは浸水しやすいほか、地震時の液状化の危険性も高いと考えられる。

海岸は、南北に長く連なり、港湾等の埋立地、砂浜、自然堤防や高潮・津波を増幅させる急峻な河口、入り江が特徴的なリアス式海岸等を形成している。

(3) 気候

延岡市は、年平均気温が16.9℃、年平均降水量が約2,435.6mm、年平均湿度74%と温暖・多雨な気候である。一方、年日照時間の2130.0時間は、年可照時間の約48%にあたる等、陽光に恵まれたところでもある。

また、降水量は、6月～9月に多く、この期間に年降水量の約55%が降る。特に梅雨期の6月(423.5mm)や台風期の9月(368.2mm)に多くなっている。

これらの時期には、梅雨前線や台風の大雨により土砂災害や河川の氾濫等の災害が発生し、人的な被害を含め家屋や田畑に大きな被害を及ぼしている。風(年平均風速2.6m/s)は、台風等の特別な気象状況を除けば穏やかで、風向は年を通して西よりの風が多い。しかし、冬季には“高千穂おろし”と呼ばれる強い北西の季節風が吹く。

(「気象庁1991～2020年平均値」より)

3. 社会条件

【本市の防災的特徴】

- ◇産業都市として発展し、市街地に工場や住宅が多く立地する。
- ◇国道・JR線等の交通網が南北を、大小河川が東西を貫いている。
- ◇高齢人口の増加に加えて、少子化等により、人口増加が低迷している。
- ◇宮崎県北部の主要産業都市であり、広域交流を促進している。

(1) 交通網

延岡市には、市の東部を国道10号とJR日豊本線が南北に貫いており、これらは東九州の主要な交通網として、北九州市から鹿児島市までを結んでいる。また、東九州自動車道も北九州市から宮崎市まで繋がり、鉄道輸送や延岡新港等を利用した海上輸送に加え、宮崎空港、高速自動車道等の活用による広域交流の促進、交通圏域の拡大が期待されている。

一方、道路交通網の整備による交通量の増加に伴って、交通事故や危険物輸送による災害発生が増加が予想される。

市の中心市街地は、河川による地区の分割、JR日豊本線と国道10号による交通アクセスが阻害されている等、防災上の問題も残されている。

(2) 土地利用状況

土地利用状況は、農用地を主体として、山林、宅地の順に多く利用されている。近年では市街地の土地利用が高度化され、宅地開発等が土砂災害危険箇所及び、豪雨時における土石流やがけ崩れ等の災害危険性が懸念されている。また、古くからある住宅地では、家屋が密集しており、老朽化が進み、災害時の危険性、特に防火面での問題を抱えている。

このほか、沿道に集積する危険物施設、又は市街地の高層ビル化に伴って、特殊火災対策が必要となってきた。

第5節 災害の想定

第1項 既往災害事例

1. 風水害の事例

本市においては、程度の差はあるものの毎年のように、風水害による被害が発生している。人的被害は少ないものの、家屋の床上・床下浸水、道路の崩壊、河川増水等による被害が発生している。これらの被害は5月上旬～10月中旬頃の梅雨期と台風期に集中し、特に甚大な被害は、8月上旬～10月上旬頃に頻発している。

近年発生した延岡市の風水害の特徴は、平成9年9月の台風19号や平成17年9月の台風14号及び令和4年9月の台風14号に代表される河川の急激な増水と流下不足等を要因とした家屋の浸水・溢水の被害があげられる。また、平成18年9月には台風13号、令和元年9月には台風17号に伴い竜巻も発生している。主な既往災害における発生期間及び気象記録の最大値は以下のとおりである。

《既往の水害の発生期間》

既往の記録から警戒を要する期間	5月～10月頃前線停滞と台風通過時期
既往の記録から甚大な被害を受けた期間	8月上旬集中豪雨～10月中旬台風期

《既往の気象の最大値》

日最大 1時間降水量	84.5mm	令和 3年8月 8日台風 9号
月最大 24時間降水量	445.5mm	平成 27年9月 19日台風 18号

《既往人家、家屋被害等》

人的被害数	死者 3名	平成18年9月16日の台風13号に伴う竜巻
	重傷者 3名	
	軽傷者 140名	
最多住家被害数	全壊 78戸	平成17年9月 6日台風14号
	半壊 649戸	平成17年9月 6日台風14号
	床上浸水 938戸	平成 9年9月16日台風19号
	床下浸水 991戸	平成 9年9月16日台風19号

●資料 1-1-5-1-①「既往風水害の事例」参照

2. 土砂災害の事例

土砂災害については、住宅地裏山の崖くずれや道路・河川堤防の欠落等の被害であり、大規模な災害事例は記録されていない。

H19年7月 富美山町「青葉台団地」南斜面において法面が崩壊（長さ50m・幅30m・高さ18m）、13世帯32人の住民に避難勧告が出されている。

3. 火災の事例

火災については、過去5年間の記録（資料；延岡市消防年報、令和元年～令和5年）によると、出火件数の累計が228件、年平均が約46件で、このうち建物火災が111件発生している。また、火災による死傷者数は、累計で死者8人、負傷者42人となっている。出火原因をみると、火入れによる出火の件数が多い。

《近年における火災発生件数》

延岡市消防年報

区 分	件 数						罹災世帯		死傷者(人)	
	建物	林野	車両	船舶	その他	計	全損	半損	死者	負傷者
令和元年	18	1	3	0	14	36	9	0	2	8
令和2年	26	6	5	0	10	47	6	0	2	7
令和3年	16	10	5	0	15	46	3	1	0	3
令和4年	26	5	5	1	18	55	13	1	4	19
令和5年	25	2	1	0	16	44	4	1	0	5
合 計	111	24	19	1	73	228	35	3	8	42

4. 地震災害の事例

日本は、環太平洋地震帯の中に国土全体が包まれた世界有数の地震大国である。日本では年間に人体に感じる地震は、約1,000～2,000回が記録されている。

県周辺地域において、発生している主な地震をマグニチュードの大きなものから列挙すると以下の状況である。

(1) 宮崎県における被害地震

県に被害を及ぼす地震は、ほとんどが日向灘海域で発生している。日向灘では比較的大きな地震が頻繁に発生し津波をともしることがある。

被害地震の記録からもわかるように、古くは1662年（寛文2年）の地震（M=7.6）にともなって津波が発生し、200人以上の死者を含む大被害をもたらしている。これは県下では、過去最大の被害を与えた地震であり、大淀川及び加江田川河口部で、0.9～1.2mの沈降が生じた。明治以降では、1941年（昭和16年）【M=7.2、日向灘地震】、1961年（昭和36年）【M=7.0】及び1968年（昭和43年）【M=7.5、日向灘地震】の地震が九州や四国の沿岸地域に津波をともし地震災害をもたらした。

発生日年月日	震源地	地震名称	マグニチュード	[No]
1911[明治44]年6月15日	喜界島近海		M8.0	[No.16]
1946[昭和21]年12月21日	紀伊半島沖	南海地震	M8.0	[No.23]
1662[寛文2]年10月31日	日向灘		M7.6	[No.4]
1909[明治42]年11月10日	宮崎県西部		M7.6	[No.14]
1968[昭和43]年4月1日	日向灘	1968年日向灘地震	M7.5	[No.31]
1769[明和6]年8月29日	日向灘		M7.8	[No.7]
2016[平成28]年4月16日	熊本地方	平成28年熊本地震	M7.3	[No.40]

1941[昭和16]年11月19日	日向灘		M7.2	[No.22]
1899[明治32]年11月25日	日向灘		M7.1	[No.11]
1931[昭和6]年11月2日	日向灘		M7.1	[No.19]
1984[昭和59]年8月7日	日向灘		M7.1	[No.35]

(M：マグニチュード、[No.]は資料1-1-5-1-②中の番号)

●資料1-1-5-1-②「宮崎県における過去の被害地震一覧」参照

(2) 延岡市に影響を及ぼした主な津波の痕跡

本市に被害を及ぼしたと思われる主な津波は、1946年（昭和21年）12月21日の南海地震【M=8.0】によりもたらされた津波で、規模階級m=3であり、日向灘沿岸域で1.5m前後の津波高が記録されている。

●資料1-1-5-1-③「宮崎県沿岸に影響を及ぼした主な津波の記録」参照

《今村・飯田の津波規模階級》

規模階級	津波の高さ H (m)	全エネルギー ×10 ²² (erg)	被害程度
-1	0.5以下	0.06	無し
0	1	0.25	非常にわずかな被害
1	2	1	海岸及び船の被害
2	4～6	4	若干の内陸までの被害や人的損失
3	10～20	16	400km以上の海岸線に顕著な被害
4	30以上	46	500km以上の海岸線に顕著な被害

第2項 災害危険箇所

1. 水害危険箇所

本市には、一級河川五ヶ瀬川水系の五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川、その他の単独河川が日向灘へ注いでいる。これら市域内のほとんどの河川が国土交通省及び県管理である。このうち、重要水防区域、災害危険河川に125箇所（国土交通省・宮崎県）が該当し、指定区域は堤防決壊、溢水、冠水や漏水等の危険が見込まれている。

また、危険海岸に27箇所（宮崎県）、防災重点ため池に13箇所（宮崎県）が位置づけられている。

●資料 1-1-5-2-1-①～④「重要水防箇所一覧表」等を参照。

2. 土砂災害危険箇所

丘陵地や山麓部では、風化の進行と同時に保水能力の低下等から土砂流出、崩壊を誘発する地域があり、山麓部の谷間では土石流堆積物が分布する。このような地域では古くから住宅が立地し、また、近年では土地利用の高度化が進み、丘陵地等の宅地開発によりがけ地への住宅の近接等の新たな災害危険箇所も増加している。これらの土砂災害の危険性を有している箇所には、保全対象となる小学校、公民館、保育所等の公共施設が立地するところもあり、安全な避難場所として検討することが必要である。

(1) 土石流危険溪流

延岡市には、土石流危険溪流は664溪流が存在する。これら危険箇所の人家等状況は、下表のとおりであり、保全対象である人家戸数は5,237戸、公共施設は小学校、公民館等の103箇所が対象となっている。

●資料 1-1-5-2-2-①「土砂災害危険箇所一覧表（土石流）」を参照。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

延岡市には、急傾斜地崩壊危険箇所が自然斜面1,198箇所、人工斜面72箇所の合計1,270箇所が存在する。

●資料 1-1-5-2-2-②「土砂災害危険箇所一覧表（急傾斜）」を参照。

(3) 地すべり危険箇所

延岡市には、地すべり危険箇所が19箇所存在する。

●資料 1-1-5-2-2-③「土砂災害危険箇所一覧表（地すべり）」を参照。

(4) 山地災害危険地区

延岡市では、県が指定する山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区が244箇所、崩壊土砂流出危険地区が387箇所、地すべり危険地区が3箇所の合計634箇所が存在する。

●資料 1-1-5-2-2-④「山地災害危険地区一覧表」を参照。

3. 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該地域における警戒避難体制の整備を図るとともに著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として、指定された区域をいう。

土砂災害とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。）、地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

(1) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

(2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

●資料 1-1-5-2-3-①「土砂災害警戒区域等指定一覧」を参照。

第3項 災害の想定

本市に発生する災害で、人命や家屋等の財産のほか、農産物や農林水産業施設等に大きな影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害、河川氾濫等の風水害と、大規模な火災及び事故等の予知できない災害、都市災害や地震災害に大別できる。

1. 風水害

風水害は、地震のように突発的発生により壊滅的な被害を与えるおそれは少ないと考えられがちであるが、過去の被害記録からも毎年、人命や家屋等の財産に大きな影響を与えている。そのため、災害危険箇所の分布、洪水シミュレーション（国土交通省）、地質や地形的要素、及び過去の災害事例等を考慮した上で、本市の災害を想定する。

(1) 浸水・溢水

本市においては、大雨時の河川氾濫による浸水・溢水の被害が多発している。これまでの災害から五ヶ瀬川、祝子川や北川の河口域周辺においての被害が多く、また、重要水防区域及び河川の危険と予想される区域や災害危険河川、洪水シミュレーション（国土交通省）等により水防上重要となる箇所を浸水が起きやすい地域として想定する。

(2) 高潮

海岸に面した地形的特徴から入江と海浜が多く、水産施設や住居も隣立している。これまでの災害では、特に甚大な高潮被害は記録されていないが、台風時に満潮と重なる等の悪条件次第では、大きな被害をもたらす可能性がある。災害危険海岸及び海岸に面する堤内背後地等を高潮が起きやすい地域として想定する。

(3) 土石流災害

県が指定している土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区及び本市で指定している危険箇所を想定する。特に、多数の住宅、要配慮者施設、公共施設が集中する地域はその被害が甚大となる。

(4) 急傾斜地災害

県が指定している急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区及び本市で指定している危険箇所を想定する。急傾斜地とは、傾斜度が30度以上の土地をいう。特に、多数の住宅、要配慮者施設、公共施設が集中する地域はその被害が甚大となる。

(5) 地すべり災害

県が指定している地すべり危険箇所や地すべり防止区域を想定する。

地すべりとは特別な地質条件のところで、特殊な地すべり粘土を作りながら、基盤の岩石を含めたある地塊が移動する現象である。地すべりの中には、梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合もあるが、直接的な誘因は十分に判明していない。

(6) 道路災害

道路防災点検結果による落石、崩壊等の災害を想定する。

2. 火災及び危険物災害

(1) 火災

木造住宅の密集地、狭小道路（消防自動車進入困難地域）、危険物の集積及

び取扱品目の危険性が大きい地域等での火災を想定する。

林野火災は、集落や住宅団地等が隣接する山麓や登山、レクリエーション施設の周辺における、異常乾燥、又は暴風時の異常気象を考慮し、ひとたび出火すると広域、かつ消火活動が困難な危険性が大きい地域等での林野火災を想定する。

(2) 危険物災害

危険物災害は、工場・ガソリンスタンドの危険物施設、毒劇物等の特殊化学薬品、高圧ガス等の取り扱いにおいて、運搬時の事故、河川・海岸での流出、施設からの漏洩等を想定する。

また、産業都市という本市の特性から多数の工場集積、化学製品の製造を主体としてきた経緯から危険物等又は特殊化学薬品等の取り扱いにおいても、大量、かつ危険性の高いことも想定される。

3. 地震・津波災害

地震・津波災害は、過去の被害記録から人命や家屋等の財産に大きい影響を与え、台風等の風水害に比較すると突発的で予知できない災害として位置づけられる。

災害の想定にあたっては、令和2年3月に宮崎県が発表した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」を本市の災害想定とする。

(1) 県の発表した新たな津波浸水想定

《南海トラフ巨大地震と宮崎県の新たな津波浸水想定と比較》 (延岡市域)

	H24年8月に発表された 国の「南海トラフ巨大地震」 の津波浸水想定 (ケース⑪)	R2年3月に発表された 宮崎県の新たな津波浸水想定 (最大ケース)
想定される地震の規模 (M:マグニチュード)	M9.1	M9.1
最大震度	6強	7
想定される津波最大値 ()は平均値	1.4m (平均1.1m)	1.4m (平均1.1m)
津波到達までの時間 (津波高1m)	1.8分(※ケース④最短)	1.7分
津波到達までの時間 (津波高10m)	3.2分	2.5分
津波による浸水面積 (1cm以上)	2,920ha	3,140ha
県想定に おける 条件	<ul style="list-style-type: none"> ●堤防…耐震や液状化対策がない場合は、堤防の高さは1/4に沈降するとしている。 ●防波堤…耐震や液状化対策がない場合は、構造物無しとしている。 ●水門…耐震性を有し自動化された施設や常時閉鎖の施設以外は開放状態としている。 ●護岸…耐震や液状化対策がない場合は、構造物無しとしている。 ●県管理の2級河川のデータについて反映している。 	

(2) 県の発表した被害想定(令和2年3月発表)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、国において地震津波想定的大幅な見直しが行われた。その結果、西日本一帯に甚大な被害を及ぼす最大クラスの地震として、「南海トラフ巨大地震」による想定が新たに発表された。これを受け県は、国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を防災対策の基礎資料として取りまとめている。

本市は、この資料をもとに国・県や沿岸市町、関係機関とも連携し、自助、共助、公助のバランスのとれた、短期・中期・長期の対策に総合的に取り組むものとする。

○延岡市の建物被害想定 【想定ケース①】（冬18時）

項目	全壊(棟)、焼失(棟)	半壊(棟)
液状化	約 1,400	約 5,600
揺れ	約 5,600	約 9,300
急傾斜地崩壊	約 130	約 240
津波	約 9,300	約 6,000
火災による焼失	約 420	—
合計	約 17,000	約 21,000

○延岡市の人的被害想定 【想定ケース①】（冬深夜）現状の津波避難ビル有

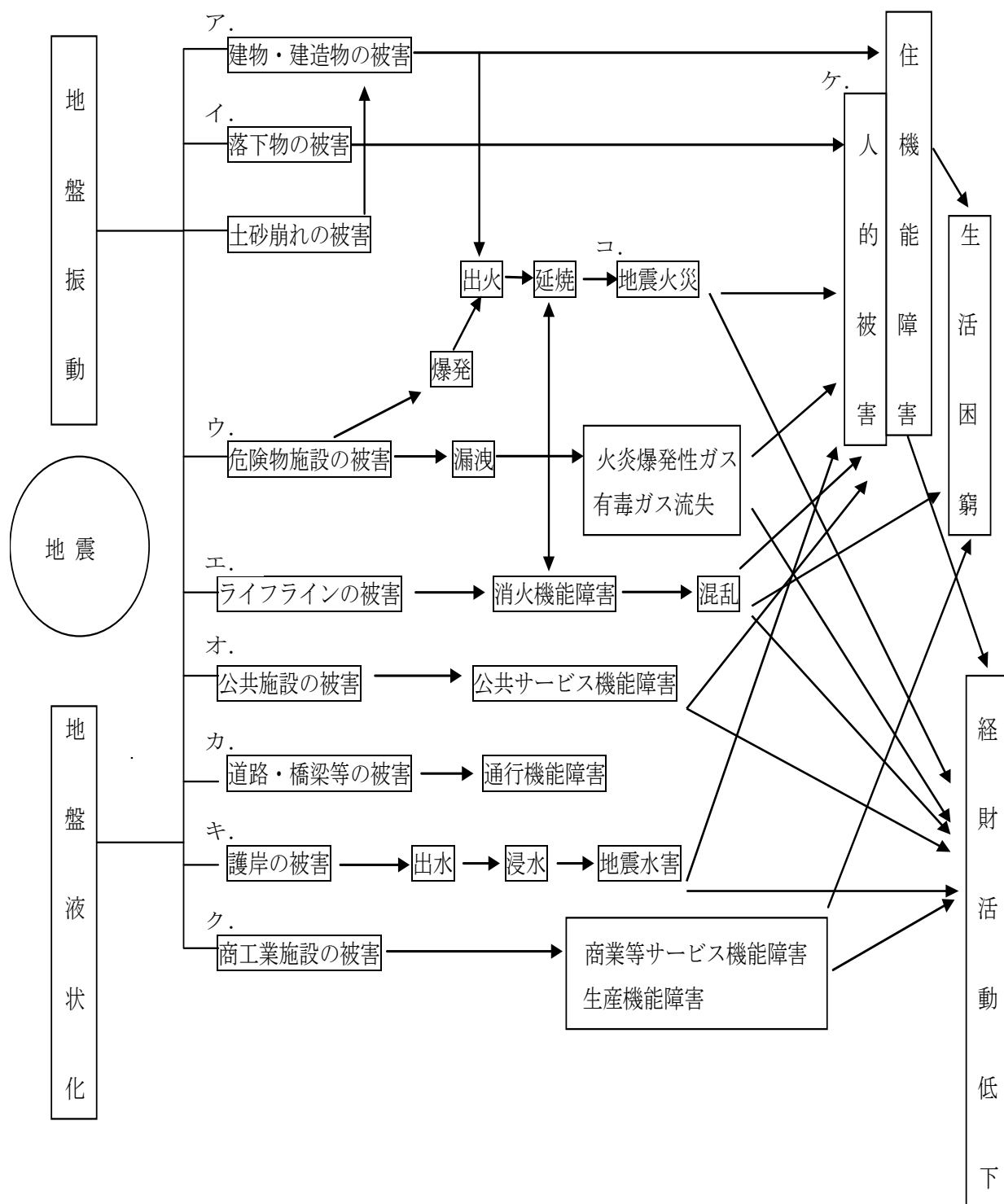
項目	死者(人)	負傷者(人)
建物倒壊	約 410	約 2,500
(家具等)	約 20	約 300
急傾斜地崩壊	約 10	約 20
津波	約 2,900	約 290
火災	約 10	約 10
合計	約 3,300	約 2,800

○延岡市の避難者数 【想定ケース①】

項目	被災1日後(人)	被災1週間後(人)	被災1カ月後(人)
避難所	約 43,000	約 46,000	約 18,000
避難所外	約 23,000	約 15,000	約 41,000
避難者合計	約 66,000	約 61,000	約 59,000

※「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」から抜粋

【地震時における被害・機能障害の流れ】



(消防庁：防災アセスメントに関する調査報告書（1983）より加工）

ア. 建物・建造物等の被害

地震動による建物被害は、木造建物が多く、旧延岡市区域の木造率は約72.6% (41,607/57,304 棟:防災基礎アセスメント調査報告書)で、倒壊建物の下敷き等による人的被害や出火による延焼拡大の危険性が想定される。

イ. 土砂崩れの被害

土砂崩れの危険性は、単体の建築物や人的被害のみにとどまらず、広範囲にその被害が及ぶ可能性がある。特に、道路沿いの崩壊により集落が孤立化するおそれがある。

ウ. 危険物施設の被害

危険物施設の破壊による被害は、爆発等による大規模な火災の発生や可燃性ガス、有毒ガスの流出等による人体に及ぼす影響が想定される。

エ. ライフラインの被害

地盤条件の悪い沖積層が厚く分布する上に上水道、下水道等の供給処理施設幹線が集中しており地盤振動や液状化による地下埋設管の破壊や供給処理施設の機能停止等による、ライフラインの被害が想定される。

オ. 公共施設の被害

公共施設の被害は、建築年代の古い老朽化した施設等から災害応急対策の中核機能の麻痺や公共サービス機能に障害をもたらすおそれがある。

カ. 道路・橋梁等の被害

本市は、周辺市町を結ぶ主要な幹線道路が橋梁を通過しているため、橋梁が被害を受けた場合、道路機能に障害が発生する可能性がある。

また、列車の脱線や駅舎の崩壊等から、死傷者や交通途絶による帰宅困難者の発生が予測される。

キ. 護岸の被害

地盤振動や液状化による護岸破壊が想定され、河川やため池等の施設が決壊した場合には出水、浸水被害が及ぶ危険性がある。

ク. 商工業施設の被害

商工業等の施設被害は、商業等サービス機能障害や生産機能障害を招くほか、流通体系全体に影響を及ぼし長期的な生活困窮や経済活動の低下等の被害を生じる。

ケ. 人的被害

人的被害は様々な被害が相互に関係し合って生じるものであるが、建物の被害状況に応じてその危険性は相対的に高くなる。特に、木造建物が密集している既成市街地においては、多くの死傷者が発生し、人口密度の高い地域では多くのり災者が発生する。

コ. 地震火災の被害

地震の際の出火危険性で問題となるのは、同時多発的な出火に対して消防活動が十分に対応できない事態のもとで、膨大な人的被害や物的被害が生じるおそれがある点である。また、電力の復旧に伴う通電の際、火災発生が頻発する可能性が高い。(ただし、冬の夜(17～19時)で、西の風、風速4m、延焼時間を2時間とする。)

第6節 防災関係機関の業務大綱

第1項 基本方針

防災関係機関は、地域住民と共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。

防災関係機関は、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

第2項 各機関の実施責任

1. 市

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、若しくは防災活動内容において統一的処理、又は市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第3項 処理すべき事務及び業務の大綱

1. 市

(1) 災害予防対策

- ・ 防災会議に係る事務に関する事。
- ・ 市災対本部等防災対策組織の整備に関する事。
- ・ 防災施設の整備に関する事。
- ・ 防災に係る教育、訓練に関する事。
- ・ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- ・ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事。
- ・ 給水体制の整備に関する事。
- ・ 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- ・ 災害危険区域の把握に関する事。
- ・ 各種災害予防事業の推進に関する事。
- ・ 消防、防災知識の普及に関する事。
- ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事。
- ・ 消防体制の整備強化に関する事。
- ・ 消防施設に関する事。

(2) 災害応急対策

- ・ 水防・消防等応急対策に関する事。
- ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- ・ 避難の指示及び避難者の指導並びに避難所等の開設に関する事。
- ・ 災害時における文教、保健衛生、治安対策に関する事。
- ・ 災害広報に関する事。
- ・ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- ・ 復旧資機材の確保に関する事。
- ・ 災害対策要員の確保・動員に関する事。
- ・ 災害時における交通、緊急輸送の確保に関する事。
- ・ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- ・ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。
- ・ 応急手当の普及に関する事。
- ・ 火災発生時の消火活動に関する事。
- ・ 救助及び救援体制に関する事。
- ・ 水防活動の協力・援助に関する事。
- ・ 地域安全対策に関する事。

- (3) 災害復旧対策
- ・公共土木施設、農地及び農林用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
 - ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること。
 - ・市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。
 - ・義援金品の受領、配分に関すること。

2. 県

- (1) 災害予防対策
- ・防災会議に係る事務に関すること。
 - ・県災対本部等防災対策組織の整備に関すること。
 - ・防災施設の整備に関すること。
 - ・防災に係る教育、訓練に関すること。
 - ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
 - ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること。
 - ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること。
 - ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
 - ・防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害応急対策
- ・災害予報・警報等情報の収集・伝達に関すること。
 - ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
 - ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること。
 - ・救助法に基づく被災者の救助に関すること。
 - ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること。
 - ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。
 - ・公共土木施設等に対する応急措置に関すること。
 - ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
 - ・緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。
 - ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (3) 災害復旧対策
- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良、及び災害復旧に関すること。
 - ・物価の安定に関すること。
 - ・義援金品の受領、配分に関すること。
 - ・災害復旧資材の確保に関すること。
 - ・災害融資等に関すること。

3. 警察（延岡警察署）

- (1) 災害予防対策
 - ・災害警備計画に関すること。
 - ・通信確保に関すること。
 - ・関係機関との連絡協調に関すること。
 - ・災害装備資機材の整備に関すること。
 - ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
 - ・防災知識の普及に関すること。

- (2) 災害応急対策
 - ・災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ・被害実態の把握に関すること。
 - ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。
 - ・行方不明者の調査に関すること。
 - ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示誘導に関すること。
 - ・不法事案等の予防及び取締りに関すること。
 - ・被災地、避難所、重要施設等の警戒に関すること。
 - ・避難路及び救急交通路の確保に関すること。
 - ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。
 - ・広報活動に関すること。
 - ・死体の見分・検視に関すること。

4. 指定地方行政機関

- (1) 九州農政局(宮崎県拠点)
 - ア. 災害応急対策
 - ・災害時における応急食糧の供給必要量及び受け入れ体制に関すること。
 - ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。

- (2) 九州運輸局(宮崎運輸支局)
 - ア. 災害予防対策
 - ・交通施設及び設備の整備に関すること。
 - ・宿泊施設等の防災設備に関すること。
 - イ. 災害応急対策
 - ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。
 - ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。
 - ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。
 - ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること。
 - ・緊急輸送命令に関すること。

(3) 宮崎海上保安部（日向海上保安署）

ア. 災害予防

- ・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること。
- ・流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること。

イ. 災害応急対策

- ・避難の援助及び勧告ならびに警報等の伝達に関すること。
- ・海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること。
- ・人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること。
- ・海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること。

(4) 宮崎地方気象台

- ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(5) 九州地方整備局（延岡河川国道事務所）

国土交通大臣が直接管理する河川・国道及び高速自動車国道について下記の措置をとる。

ア. 災害予防対策

- ・気象観測通報についての協力に関すること。
- ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- ・災害危険区域の選定または指導に関すること。
- ・防災資機材の備蓄、整備に関すること。
- ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。

イ. 災害応急対策

- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- ・災害広報に関すること。

ウ. 災害復旧対策

- ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。

5. 指定公共機関

(1) 九州旅客鉄道株式会社（延岡駅）

ア. 災害予防対策

- ・鉄道施設の防火管理に関すること。
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

イ. 災害応急対策

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。

ウ. 災害復旧対策

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

(2) 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）

ア. 災害予防対策

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること。

イ. 災害応急対策

- ・気象警報の伝達に関すること。
- ・災害時における重要通信に関すること。
- ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること。

(3) 日本赤十字社（宮崎県支部延岡市地区）

ア. 災害予防対策

- ・災害医療体制の整備に関すること。

イ. 災害応急対策

- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

(4) 日本放送協会（宮崎放送局延岡支局）

ア. 災害予防対策

- ・気象予警報、災害情報による周知徹底及び防災知識の普及に関すること。
- ・災害時における放送の確保対策に関すること。

イ. 災害応急対策

- ・気象予警報等の放送周知に関すること。
- ・避難所等への受信機の貸与に関すること。
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・災害時における広報に関すること。

ウ. 災害復旧対策

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

(5) 日本通運株式会社（延岡支店）

ア. 災害予防対策

- ・緊急輸送体制の整備に関すること。

- イ. 災害応急対策
 - ・災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。
- ウ. 災害復旧対策
 - ・復旧資材等の輸送協力に関する事。

(6) 九州電力送配電株式会社（延岡配電事業所）及び
九州電力株式会社（延岡営業所）

- ア. 災害予防対策
 - ・電力施設の整備と防災管理に関する事。
- イ. 災害応急対策
 - ・災害時における電力の供給確保に関する事。
- ウ. 災害復旧対策
 - ・被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。

(7) 一般財団法人宮崎県水産振興協会

- ・水産物、漁業施設等の災害対策及び指導に関する事。

(8) 西日本高速道路株式会社九州支社（宮崎高速道路事務所）

- ・管理する道路の整備及び防災管理に関する事。
- ・管理する道路の交通の確保に関する事。

(9) 日本郵便株式会社（延岡郵便局）

- ア. 災害応急対策
 - ・災害時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策に関する事。
 - ・被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事。
 - ・災害時における郵政事業運営の確保に関する事。

6. 指定地方公共機関

- (1) 宮崎交通株式会社（延岡営業所）
 - ・災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関する事。
 - ・災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代替輸送に関する事。
 - ・災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関する事。
- (2) 宮崎日日新聞社（延岡支社）
 - ア. 災害予防対策
 - ・気象予警報、災害情報による周知徹底及び防災知識の普及に関する事。

- ・災害時における報道の確保対策に関する事。
 - イ. 災害応急対策
 - ・気象予警報等の報道周知に関する事。
 - ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
 - ・災害時における広報に関する事。
 - ウ. 災害復旧対策
 - ・被災報道施設の復旧事業の推進に関する事。
- (3) 宮崎運輸株式会社、センコー運輸株式会社、宮崎県トラック協会
- ・緊急輸送体制の整備に関する事。
 - ・災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。
 - ・復旧資材等の輸送協力に関する事。
- (4) 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎
- ア. 災害予防対策
- ・気象予警報、災害情報による周知徹底及び防災知識の普及に関する事。
 - ・災害時における放送の確保対策に関する事。
- イ. 災害応急対策
- ・気象予警報等の放送周知に関する事。
 - ・避難所等への受信機の貸与に関する事。
 - ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
 - ・災害時における広報に関する事。
- ウ. 災害復旧対策
- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。
- (5) 宮崎ガス株式会社（延岡支店）
- ・ガス施設の整備と防災管理に関する事。
 - ・災害時におけるガスの供給確保に関する事。
 - ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。
- (6) 宮崎県L Pガス協会（延岡支店）
- ・ガス施設の整備と防災管理に関する事。
 - ・災害時におけるガスの供給確保に関する事。
 - ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。
- (7) 日豊汽船株式会社
- ・災害時における被災者等の船舶による輸送の確保に関する事。

- (8) 延岡市医師会
 - ・災害時における医療救護の活動に関する事。
 - ・負傷者に対する医療活動に関する事。
- (9) 宮崎県歯科医師会（延岡市歯科医師会）
 - ・災害時における歯科医療の実施に関する事。
 - ・身元不明遺体の個体識別の実施に関する事。
- (10) 宮崎県看護協会
 - ・災害時における看護の実施に関する事。
- (11) 延岡市西臼杵郡薬剤師会
 - ・災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関する事。

7. その他公共団体、防災上重要施設の管理者等

- (1) 土地改良区
 - ・災害時における土地改良施設の適切な保全・管理に関する事。
- (2) 宮崎県農業協同組合延岡支店、延岡地区森林組合、延岡市内の海面・内水面漁業協同組合
 - ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関する事。
 - ・農林水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事。
 - ・被災農林水産業者に対する融資及びその斡旋に関する事。
 - ・被災農林水産業者に対する生産資材の確保斡旋に関する事。
- (3) 延岡商工会議所、延岡市三北商工会
 - ・災害時における物価安定についての協力に関する事。
 - ・災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関する事。
- (4) 延岡地区建設業協会
 - ・土木建築工事に関わる災害応急及び災害復旧対策についての協力に関する事。
 - ・災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力に関する事。
- (5) 延岡管工事協同組合
 - ・上水道施設の復旧についての協力に関する事。

- (6) 高圧ガス、危険物等関係施設の管理者
 - ・災害時における危険物等の保安処置及びガス等燃料の供給に関すること。
- (7) 生活協同組合、各種社会福祉団体、区長会・高齢者クラブ連合会・婦人連絡協議会等の団体、自治会、自主防災組織、その他公共的な活動を営むもの
 - ・市の行う防災活動に対して公共的業務の協力に関すること。
- (8) 社会福祉協議会
 - ・ボランティア活動の支援に関すること。
- (9) 株式会社FMのべおか
 - ・災害時緊急放送に関すること。
- (10) 株式会社ケーブルメディアワイワイ
 - ・災害時緊急放送に関すること。
- (11) 宮崎県産業資源循環協会
 - ・災害時における廃棄物の処理等に関すること。
- (12) 宮崎県測量設計業協会
 - ・災害時における被害状況調査に関すること

8. 自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊）

- (1) 災害予防対策
 - ・災害派遣計画の作成に関すること。
 - ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- (2) 災害応急及び復旧対策
 - ・知事等の災害派遣の要請に基づき、災害時における人命救助、財産の保護、被害の発生・拡大の防止及び応急復旧に関すること。

第4項 市民の責務

基本法の平成7年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない（基本法第7条第2項）」と定められたところである。

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

第5項 減災に向けた市民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、市、公共機関、事業者、市民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動の展開を図る。

市は、他の防災関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第6項 災害に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の研究、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施するものとする。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。